内閣府食品安全委員会事務局評価課内 「平成 22 年度運営計画(案)」意見募集担当 御中

「平成22年度食品安全委員会運営計画(案)」に対する意見

(法人名) 日本生活協同組合連合会 (所在地) 〒150-8913

東京都渋谷区渋谷 3-29-8

電話:03-5778-8124

平成 21 年度は、消費者庁関連法案の制定に伴い、特定保健用食品等の表示許可や食品安全基本法に基づく基本事項の策定、リスクコミュニケーションの総合調整等の業務が消費者庁に移管されました。食品安全基本法に基づいて業務を行う行政機関が新たに増えたことから、これまで以上に食品安全委員会と関係省庁間での連携が図られることが重要です。また、高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食用油や食品による窒息事故に関するリスク評価の進捗等が大きく報じられましたが、これらの評価作業を進めるにあたっては、危害要因ごとの統一的な評価ガイドラインを早期に策定することや、行政・事業者・消費者等の連携による、食品安全の基本的な考え方やリスク評価の内容に関する効果的なリスクコミュニケーションに取り組むことがますます重要になっています。

以上をふまえ、食品安全委員会の「平成22年度食品安全委員会運営計画(案)」(以下「計画(案)」に対し、下記の意見とその理由を提出します。

記

1. 食品健康影響評価に関するガイドラインは、期限を定めて早急に策定してください。 【第3 食品健康影響評価の実施 2評価ガイドラインの策定】に関して

「農薬」や「動物用医薬品」、「飼料添加物」のリスク評価に関するガイドラインは、平成 21 年度の運営計画に引き続き、「早期に策定する」と記述されていますが、具体的な策定期限が記載されていません。「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」のガイドラインの策定は、リスク評価の実施において重要な作業であるため、早急な策定が必要だと考えます。

2. 食品中で非意図的に生成する発がん性のある汚染物質に関するリスク評価ガイドラインの策定が必要です。

【第3 食品健康影響評価の実施 2評価ガイドラインの策定】に関して

高濃度にジアシルグリセロール (DAG) を含む食用油の問題では、食用油中に非意図的に生成した汚染物質が分解して発がん性のある物質に変化する可能性があるとされ、貴委

員会から関係機関に対し追加資料提出が要請されています。

既に貴委員会では、清涼飲料水を対象とした「ヒトに対する経口発がんリスク評価に関する手引き」を策定しています。上記の問題を検討するためにも、食品中で非意図的に生成する発がん性のある汚染物質を対象とした発がんリスク評価ガイドラインについて、国際機関の検討状況を参考にしながら早期に策定する必要があります。

- 3. 消費者への判りやすい情報やマスメディアへの対応等について、一層の努力が必要です。
- 【第4 リスクコミュニケーションの促進 2食品健康影響評価や食品の安全性に関する情報提供・相談等の積極的実施】に関して

高濃度にジアシルグリセロール(DAG)を含む食用油の問題では、食用油中に非意図的に生成した汚染物質とジアシルグリセロール(DAG)の発がんリスクの情報が未整理のまま国民・消費者に伝わったことで、不安感が広がりました。計画(案)には、適時適切な情報提供と食品安全に関する理解の促進として、マスメディアや消費者団体等幅広い関係者との間での勉強会・懇談会やホームページへの掲載情報の工夫などが記載されていますが、消費者・国民に対する判りやすい情報提供に向けて、一層の努力が必要と考えます。

- 4. 関係府省が開催する意見交換会等に対する協力や支援の具体化について、計画(案) に記載してください。
- 【第4 リスクコミュニケーションの促進 6リスクコミュニケーションに係る関係府省、 地方公共団体との連携】に関して

リスクコミュニケーションの総合調整機能が、昨年9月に設置された消費者庁に移管されたため、食品安全委員会が行う意見交換会のテーマは、リスク評価に関するテーマに限定されるようになりました。リスク評価は「リスク分析」という概念における1つのプロセスであり、リスク評価とリスク管理に関わる関係府省の連携が常に求められますが、計画(案)の関係府省との連携の項では、担当者会議での情報交換しか言及されていません。

5. 緊急事態への対応については、とりわけ消費者庁との連携を踏まえた上で、対処体制 の整備や訓練の実施を行うことが必要です。

【第5 緊急の事態への対処】に関して

昨年新たに制定された消費者安全法によって、緊急時における消費者被害の発生・拡大 を防止するため、消費者庁が司令塔機能を持つことが規定されました。

緊急事態が実際に発生した時には、食品安全委員会は、消費者被害防止のための司令塔機能を持つ消費者庁や他のリスク管理機関と常時連携しつつ迅速に対応することが必要です。したがって、消費者庁との連携を踏まえた具体化が必要です。

以上